## 国立大学法人が病院を開設(病床の増床等を含む)する際の手続きについて

国(指定された独立行政法人、国立大学法人など)が設置する病院を開設する場合の手続きは、従前は医療法第7条の2第8項において、厚生労働省(本省)と協議し、さらには厚生労働省(地方厚生局)が開設等の許可をしていた。

平成27年4月からは、地方厚生局の行っていた開設許可部分を都道府県に権限委譲し、 さらに、同権限を含めた都道府県の病院許認可関連事務が指定都市へ権限委譲された。

指定された独立行政法人、国立大学法人などが新規に病院を開設しようとする場合は、 以下の手続きが必要となる。

- ① 厚労省(本省)と協議
- ② 厚労省から地元自治体へ意見照会
- ③ 厚労省における妥当性判断
- ④ 地元自治体へ開設許可の申請
- ⑤ 地元自治体許可

## 【参考】関係法令抜粋

医療法
第7条の2
第8項

独立行政法人(独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第 二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。)のうち政令で定めるもの は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、 若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療 所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするとき は、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議(政令で特に定 める場合は、通知)をしなければならない。その計画を変更しようとす るときも、同様とする。